

事 務 連 絡
令和2年4月28日

各都道府県トラック協会
専務理事 殿

公益社団法人全日本トラック協会
常務理事 松崎 宏則

「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃」告示に係る
当協会の取り組みについて

平素は当協会の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業法改正に係る「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃」につきまして、去る4月24日（金）に告示されたところです。

「標準的な運賃」の告示は、荷主に対する交渉力が弱いことや、令和6年度から年間960時間の時間外労働の限度時間が設定されること等を踏まえ、ドライバーの労働条件を改善し、トラック運送事業者が法令を遵守して持続的に事業を行っていくための参考となる運賃を示すことが効果的であるとの趣旨により設けられたものです。

当協会では、荷主、事業者等に積極的に周知を図るため、今年度、本制度に係る別添の取り組み等の実施を検討しております。貴協会におかれましても、本制度の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますよう何卒よろしく願いいたします。

◇本件お問合せ先：企画部 TEL03-3354-1037

「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃」告示に係る

全ト協の取り組み案

1. 標準的な運賃の告示及び通達に係る解説書（仮称）の作成・配布

会員事業者の運賃・料金設定や荷主との交渉に活用してもらうために、標準的な運賃の告示及び解釈通達に係る解説書を作成し、配布いたします。

2. 会員事業者向け説明会の開催

上記解説書を活用した会員事業者向けの説明会を開催し、標準的な運賃の活用方法等の周知徹底を図ります。

3. 荷主向け業界紙への広告掲載

荷主向け業界紙に「標準的な運賃」の趣旨等を示す広告を掲載し、荷主企業に対して本制度の周知を図ります。

4. 会員事業者が取引する荷主へのパンフレット等の作成・送付

荷主企業等に対して標準的な運賃への理解・協力を求めるため、本制度の概要をまとめたパンフレットを作成するとともに、会員事業者が取引する荷主宛に直接送付いたします、

※新型コロナウイルスにより、トラック事業者向け説明会の開催や荷主企業への働きかけについて、実施のタイミングを十分に検討します。

※各取り組みの詳細については、決まり次第、都道府県トラック協会にお知らせします。